一、雑婦ヨリ夫ニ対シ一人当毎日五十銭ノ[illegible]
一、争議費ニ対シテハ金一封ヲ支給

(四)三尾織物従業員争議（一二八一二、二）

所在地、岡山県笠岡町

労働者、男七十名

参加者、全員

争議ノ経過

従来ノ賃下ニ端ヲ発シ争議ヲ惹起セシモ一時解決セシモ調停ニ服シ難シトシテ一月廿六日再ビ争議ヲ惹起シ宣言シテ一方ニ罷業シ

協会側ニテ総同盟ヲ排シタルカ二月九日地元町長等有力者

調停ニ依リ左記条件ニテ解決セリ

一、関係者ハ従前通リノ職人トシテ引続キ仕事ヲ為サシメ従ヒ

解決セリ

一、関係者ハ全部五十四名ノ解雇者ニ提供シ廿八名ハ解雇者ノ

要求ニ任ス、

一、協会側ガ二月九日関係者ヲシテ為シタル償従金ヲ中止スル

一、職工復帰ハ一割引ノ事、

(五)伊藤製氷所（十二工場ヲ有スル多数ノ事業主並ニ工場ノ名称ヲ有ス）（一二九一二、四）

所在地、愛媛県越智郡富田村

労働者、一六七名（内女二名）

参加者、全員

争議ノ経過

事業主ヨリ労働条件ノ改訂ニ関シ協定事項ヲ提議シタルニ一月

廿九日争議ヲ惹起ス